

新旧対照表

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新	旧
<p>第1条～第7条 (略) (点検報告及び補修結果報告)</p> <p>第7条の2 許可期限後更に継続して許可を受けようとする者は、申請日前30日以内に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせ、広告物又は掲出物件ごとに屋外広告物点検報告書(第4号様式の2)を所管の所長等に提出しなければならない。この場合において、<u>広告塔、広告板(建築物の壁面に直接表示するものを除く。)</u>、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検は、<u>次の各号のいずれかに該当する者が行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第32条第1項各号に掲げる者</u></p> <p>(2) <u>建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士である者</u></p> <p>(3) <u>広告物又は掲出物件の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者</u></p> <p>2 前項の屋外広告物点検報告書には、<u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>点検状況を撮影した写真</u></p> <p>(2) <u>点検後の広告物又は掲出物件の写真</u></p> <p>(3) <u>前項後段の場合にあつては、点検を行った者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条の3～第29条 (略) (受講の特例)</p> <p>第30条 知事は、講習会を受講しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、第28条第1項第3号に掲げる事項を受講したものととして取り扱うことができる。</p> <p>(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士である者</p>	<p>第1条～第7条 (略) (点検報告及び補修結果報告)</p> <p>第7条の2 許可期限後更に継続して許可を受けようとする者は、申請日前30日以内に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせ、広告物又は掲出物件ごとに屋外広告物点検報告書(第4号様式の2)を所管の所長等に提出しなければならない。この場合において、<u>広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検は、<u>条例第32条第1項各号に掲げる者が行わなければならない。</u></u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2 前項の屋外広告物点検報告書には、<u>点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付しなければならない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条の3～第29条 (略) (受講の特例)</p> <p>第30条 知事は、講習会を受講しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、第28条第1項第3号に掲げる事項を受講したものととして取り扱うことができる。</p> <p>(1) 建築士法<u>(昭和25年法律第202号)</u>第2条第1項に規定する建築士である者</p>

新	旧
(2)～(4) (略) 2 (略) 第31条 (略) 別表第1～別表第5 (略) 第1号様式～第4号様式 (略) 第4号様式の2 (別紙) 第4号様式の3～第20号様式 (略)	(2)～(4) (略) 2 (略) 第31条 (略) 別表第1～別表第5 (略) 第1号様式～第4号様式 (略) 第4号様式の2 (別紙) 第4号様式の3～第20号様式 (略)

第12編 都市 (神奈川県屋外広告物条例施行規則)

第4号様式の2 (第7条、第7条の2関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

屋外広告物点検報告書

年 月 日

殿

報告者 郵便番号
 住所又は所在地
 氏名又は法人名
 及び代表者氏名
 電話番号



次の広告物又は掲出物件について点検を行つたので報告します。
 なお、点検した結果、補修を要する箇所があつた広告物又は掲出物件については、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、速やかに補修その他必要な措置を講じます。

対象物件	広告物又は掲出物件の種類		
	当初の設置年月	年 月 (年経過)	
	前回許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	表示(設置)場所		
点検結果等	点検日	年 月 日	
	点検内容	※点検結果	C又はDの内容
	1 接合部、支持部分等の変形・腐食	A・B・G・D	
	2 主要部材の変形・腐食	A・B・C・D	
	3 ボルト・ビス等の緩み・劣化	A・B・C・D	
	4 表示面の汚染・退色・剥離	A・B・C・D	
	5 表示面の破損	A・B・C・D	
※ 点検結果欄は、次を参照して、A、B、C又はDのいずれかを○で囲んでください。			
A 良好である。 B 多少の劣化があり経過観察を要する。 C 劣化が進行しているため次回点検時までには補修を要する。 D 劣化しているため速やかな補修を要する。			

◎〔神奈川県二〇八九〕

三四三五の三の三

(裏)

この点検結果は、事実と相違ありません。	
点検者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号	
点検者 (該当項目を○ で囲んでくだ さい。)	1 屋外広告士(屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいう。) 2 屋外広告物講習会修了者 3 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者 4 知事が1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者 5 上記1から4までに該当しない者

- 備考
- 1 当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が報告してください。
 - 2 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。
 - 3 当初の設置年月が不明の場合は、当初の許可年月を記入してください。
 - 4 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検者は、点検者欄1から4までに該当する者としてします。
 - 5 屋外広告物点検報告書は、広告物又は掲出物件ごとに提出してください。

追加〔平成29年規則17号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

◎〔神奈川県二〇八九〕

三四三五の三の四

第4号様式の2（第7条、第7条の2関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

屋外広告物点検報告書

年 月 日

殿

報告者 郵便番号
 住所又は所在地
 氏名又は法人名
 及び代表者氏名
 電話番号

次の広告物又は掲出物件について点検を行ったので報告します。この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、点検した結果、補修を要する箇所があつた広告物又は掲出物件については、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、速やかに補修その他必要な措置を講じます。

対象物件	広告物又は掲出物件の種類	
	当初の設置年月	年 月（ 年経過）
	前回許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
	表示（設置）場所	
点検者等	点検者	郵便番号 住 所 氏 名 電話番号
	点検者の資格 （該当項目を○で囲んでください。）	1 屋外広告士 2 屋外広告物講習会修了者 3 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者 4 知事が1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者 5 一級建築士又は二級建築士 6 広告物等の点検に関する講習会の修了者 7 上記1から6までに該当しない者
	点検日	年 月 日

- 備考 1 当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が報告してください。
- 2 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。
- 3 当初の設置年月が不明の場合は、当初の許可年月を記入してください。
- 4 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検者は、点検者の資格欄1から6までに該当する者としてします。この場合には、点検者の資格欄1から6までに該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。
- 5 屋外広告物点検報告書は、広告物又は掲出物件ごとに提出してください。

(裏)

点検箇所	点検項目	※点検結果	C又はDの内容
上部構造・ 基礎部	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	A・B・C・D・無	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、 支柱ぐらつき	A・B・C・D・無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	A・B・C・D・無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、 変形、隙間	A・B・C・D・無	
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩 み、欠落	A・B・C・D・無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、 変形	A・B・C・D・無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	A・B・C・D・無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周 辺の異常	A・B・C・D・無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、 ビス等の欠落	A・B・C・D・無	
	2 側板・表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、 変形、欠損	A・B・C・D・無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	A・B・C・D・無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	A・B・C・D・無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏 水	A・B・C・D・無	
	3 周辺機器の劣化、破損	A・B・C・D・無	
その他	1 附属部材（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・そ の他附属品）の腐食、破損	A・B・C・D・無	
	2 避雷針の腐食、破損	A・B・C・D・無	
	3 その他点検した事項 ()	A・B・C・D・無	
※ 点検結果欄は、次を参照してA、B、C、D又は無のいずれかを○で囲んでください。 A 良好である。 B 多少の劣化があり経過観察を要する。 C 劣化が進行しているため次回点検時までに補修を要する。 D 劣化しているため速やかな補修を要する。 無 該当する点検箇所・点検項目がない。			